

令和5年度 私立高等学校等の奨学給付金事業のお知らせ

岐阜県 環境生活部 私学振興・青少年課

岐阜県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象として、高等学校等奨学給付金を支給します。(返済不要)

本事業は、高校生等の保護者が岐阜県に住所を有することを要件としているため、保護者の住所が県外にある場合は、該当の都道府県にお問い合わせください。

1. 制度の概要

(1) 支給要件

令和5年7月1日現在、次の要件をすべて満たす場合に、奨学給付金の支給を受けることができます。

- 「生活保護(生業扶助)受給世帯」又は「非課税世帯(保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円の世帯)」であること。
 - 保護者が岐阜県内に在住していること。
 - 生徒が就学支援金事業対象である私立学校に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること。
 - 同一費目に対する他の措置費を受給していないこと。
- ※児童養護施設等に入所している方、及び里親に養育されている方で、給付金と同じ費目に対して措置費が支給されている場合は、奨学給付金は支給されません。

(2) 支給額(私立高等学校等に在学する生徒1人当たり)

①生活保護(生業扶助)受給世帯(専攻科生徒は対象となりません。)

52,600円/年

②非課税世帯(保護者全員の市町村民税所得割額が0円の世帯)(③の場合を除く)

137,600円/年(通信制・専攻科以外)

52,100円/年(通信制・専攻科)

③非課税世帯で、15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる、第2子以降の高校生等の世帯

152,000円/年(通信制・専攻科以外)

52,100円/年(通信制・専攻科)

生活保護を受給していない世帯

※②、③については上記支給額に物価高騰対策加算分として4,000円を加算

【考え方】

- ・支給区分は、生活保護受給世帯が優先され、③を満たす兄弟姉妹がいても①の額になります。

(3) その他留意事項

- ・家計急変用で申請した方は、通常用では申請できません。(二重受給はできません。)
- ・2校以上の高等学校等に在学する場合には、生徒の選択により、どちらか1つの学校を選択する必要がありますので学校に相談してください。(二重受給はできません。)
- ・支給対象は、7月1日(基準日)に在学している方です。6月末までに退学・転学した場合は、支給されません。
- ・偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給の決定を取り消し、給付金の返還を命じることがあります。

2. 申請手続き等

(1) 提出書類 申請書のほか、世帯区分に対応した書類を提出してください。

【県外校の場合】

世帯区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が0円相当の世帯 通信制・専攻科	通信制・専攻科以外		
			第1子	第2子以降	
支給額	52,600円	52,100円	137,600円	152,000円	
① 申請書	○	○	○	○	
② 生活保護(生業扶助)受給証明書 ※福祉事務所が7/1以降に発行した 「生業扶助」の記載があるもの	○				
③ 課税証明書等		○	○	○	
④ 15歳(中学生を除く)以上23 歳未満の扶養されている兄 弟姉妹の健康保険証の写し				社会保険	国民健康保険
				○	○
⑤ 扶養誓約書(国民健康保険 の場合)					○
⑥ 在学証明書	○	○	○	○	
⑦ 銀行通帳の写し(昨年度と同 じ口座を希望する場合は不要)	○	○	○	○	

※非課税世帯については上記支給額に物価高騰対策加算分として 4,000 円が加算されます。

③課税証明書等：令和5年度の(所得)課税証明書・非課税証明書・特別徴収税額の決定・変更通知書、住民税の納税通知書

※個人番号カードの写し等は提出しないでください。

⑥在学証明書：令和5年7月1日現在の在籍状況等、様式3の内容が確認できれば学校独自の様式でも構いません。

※上記書類で支給要件が確認できない場合、追加で書類を提出いただく場合があります。

(2) 申請書提出先及び提出期限

提出期限：令和5年9月29日(金) ※消印有効

- ・申請書類は郵送により下記問い合わせ先に提出してください。
- ・封筒は、角2号封筒(A4用紙が折りたたまずに入るサイズ)を利用してください。
- ・郵便料金は120円もしくは140円(添付資料が5枚以上になる場合など)です。郵便事故が心配な方は、特定記録(郵便料金+160円程度)や簡易書留(普通郵便料金+320円程度)による郵便をご活用ください。(郵便局において到着までの追跡が可能です。)

(3) 支給決定通知書の送付及び給付金の支給

- ・申請後、支給決定(不決定)通知書が送付されます。(12月以降予定)
- ・給付金は、支給決定通知後、申請者の銀行口座に振り込まれます。(12月下旬予定)

【奨学給付金制度に関するお問い合わせ】

岐阜県庁 環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8249(直通) ファックス：058-278-2612

【岐阜県外にお住まいの方は岐阜県の事業対象になりません】

下記にウェブページに記載の該当都道府県にお問い合わせください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm